

精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療（精神通院医療）の 郵送での申請手続きについて

大和市では精神障害者保健福祉手帳および自立支援医療（精神通院医療）の各種手続きは、障がい福祉課窓口のほか、窓口に来庁が難しい方でも申請が出来るよう郵送でも受付を行っています。必要な書類を下記の送付先にお送りください。

送付先

〒242-8601

大和市鶴間一丁目31番7号 大和市保健福祉センター5階
障がい福祉課こころの健康係

問合せ先

電話 046-260-5667

（受付時間：8時30分～17時15分、ただし土日祝日・年末年始を除く）

お願い

- 郵送による各種申請の申請受付日は、障がい福祉課が書類を受領した日になるため、日数に余裕をもって申請をしてください。特に自立支援医療（精神通院医療）の手続きの場合、書類受領日が申請適用日（開始日）となるため、注意してください。受診日が近いなど申請を急ぐ場合は、窓口での申請をお願いいたします。
- 申請の内容によっては、手帳や受給者証の原本をお預かりする場合があります。受診やサービス利用に影響がある場合は、窓口でのご申請にご協力をお願いいたします。
- 郵送に掛かる郵送料については、申請者にご負担をお願いしております。
- オンライン申請での受付はしておりません。
- 受給者証は、申請を受理した日から約2ヶ月～3ヶ月程度で障がい福祉課からご自宅に特定記録郵便で直接郵送いたします。
- 受給者証が届くまでの間、控えを医療機関等に提示して、その日の診察や調剤分などに自立支援医療が適用されるかどうかは、各医療機関にご確認ください。なお、大和市役所では、適用にならなかった場合の返金対応はしておりません。

郵送申請に必要な書類について

申請する事由によって申請時に添付していただく書類が異なります。必要書類をご確認のうえ、送付先へお送りください。書類に不備がある場合は、受付できないことがありますのでご注意ください。

精神障害者保健福祉手帳のみ申請する方

申請事由	必要なもの【★】…ホームページから様式をダウンロードしてください。
新規申請 更新申請 再承認 等級変更	1. 精神障害保健福祉手帳交付等申請（届出）書【★】 ※県提出用・市町村控え・申請者控え・写真貼付用紙全て提出 2. 精神障害者保健福祉手帳の写し（既にお持ちの方のみ） 3. 下記のいずれか1つ ・ 診断書（精神障害者保健福祉手帳用）【★】 ・ 障害年金証書の写し及び直近の障害年金の振込通知書の写し ・ 特別障害者給付金受給者証の写し及び国庫金振込通知書の写し ※障害年金等は精神障害を事由に受給しているものがが必要です。 ※障害年金証書等を提出する場合、別途同意書【★】が必要になります。 4. 写真（たて4cm×よこ3cm） ※更新者で更新欄に空欄がある方は不要。 ※新規申請、等級変更、カード形式手帳などへ切り替えしたい方は必須。 ※脱帽・上半身で、色の濃いメガネ（サングラス）は不可、原則として1年以内に撮影したもの
県外転入 （横浜市・川崎市・相模原市を含む）	1. 精神障害保健福祉手帳交付等申請（届出）書【★】 ※県提出用・市町村控え・申請者控え・写真貼付用紙全て提出 2. 精神障害者保健福祉手帳の写し（前住所地で発行されたもの） 3. 写真（たて4cm×よこ3cm） ※脱帽・上半身で、色の濃いメガネ（サングラス）は不可、原則として1年以内に撮影したもの
氏名変更 県域内住所変更 （横浜市・川崎市・相模原市を除く）	1. 精神障害保健福祉手帳交付等申請（届出）書【★】 ※県提出用・市町村控え・申請者控え・写真貼付用紙全て提出 2. 精神障害者保健福祉手帳の<u>原本</u> ※市で訂正するため原本が必要です 3. 返信用封筒（簡易書留料金（110円＋350円）の切手を貼付け）
再発行 （毀損・紛失等）	1. 精神障害保健福祉手帳交付等申請（届出）書【★】 ※県提出用・市町村控え・申請者控え・写真貼付用紙全て提出 2. 精神障害者保健福祉手帳の写し※紛失している場合は不要 3. 写真（たて4cm×よこ3cm） ※脱帽・上半身で、色の濃いメガネ（サングラス）は不可、原則として1年以内に撮影したもの

自立支援医療費（精神通院医療）のみ申請する方

申請事由	必要なもの【★】…ホームページから様式をダウンロードしてください。
新規申請 再申請	1. 自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書【★】 ※県提出用・市町村控え・申請者控え全て提出 2. 自立支援医療診断書（精神通院医療用）【★】 ※診断書は2年に1回必要になります。ただし、有効期限が切れてから1か月を経過しての更新申請の場合、<u>次回更新時診断書「不要」でも診断書が必要になります。</u> 3. 自立支援医療受給者証の写し（既にお持ちの方のみ） 4. 受診者本人の健康保険証の情報が分かるもの（資格確認書、資格確認のお知らせ、有効な健康保険証、マイナポータルの健康保険の資格情報画面等）の写し、生活保護費受給票の写し ※社保（家族）に加入している方は、被保険者の健康保険情報が分かるものも添付してください。 5. 自立支援医療費（精神通院医療）に関する世帯状況および所得調査等についての同意書【★】 ※健康保険の被保険者が大和市外にお住まいの場合、以下の書類を添付してください。 ・ 被保険者の個人番号（マイナンバーカード裏面の写し、又は番号通知カードの写し） ・ 被保険者の本人確認書類（個人番号カード表面の写し、運転免許証の写しなど） ※精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で手帳の有効期限が1年未満の場合、自立支援医療の有効期限を合わせることができます。ご希望の方は、以下の書類と手帳の写しを提出してください。 ・ 自立期間短縮様式【★】 ・ 精神障害者保健福祉手帳の写し
県外転入 （横浜市・川崎市・相模原市を含む） ※期限が切れている場合は、新規申請の扱いとなります。	1. 自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書【★】 ※県提出用・市町村控え・申請者控え全て提出 2. 自立支援医療診断書（写し）に関する同意書【★】 3. 前住所で発行された自立支援医療受給者証の写し 4. 受診者本人の健康保険証の情報が分かるもの（資格確認書、資格確認のお知らせ、有効な健康保険証、マイナポータルの健康保険の資格情報画面等）の写し、生活保護費受給票の写し ※社保（家族）に加入している方は、被保険者の健康保険情報が分かるものも添付してください。 5. 自立支援医療費（精神通院医療）に関する世帯状況および所得調査等についての同意書【★】 ※健康保険の被保険者が大和市外にお住まいの場合、以下の書類を添付してください。 ・ 被保険者の個人番号（マイナンバーカード裏面の写し、又は番号通知カードの写し） ・ 被保険者の本人確認書類（個人番号カード表面の写し、運転免許証の写し等）

氏名変更 県域内住所変更 (横浜市・川崎市・ 相模原市を除く)	1. 自立支援医療費(精神通院)支給認定変更等申請(届出)書【★】 ※県提出用・市町村控え・申請者控え全て提出 2. 自立支援医療受給者証の原本 ※市で訂正するため原本が必要です 3. 返信用封筒(特定記録郵便料(110円+210円)の切手を貼付け)
保険証変更 負担額変更	1. 自立支援医療費(精神通院)支給認定変更等申請(届出)書【★】 ※県提出用・市町村控え・申請者控え全て提出 2. 自立支援医療受給者証の原本 ※市で訂正するため原本が必要です 3. 受診者本人の健康保険証の情報が分かるもの(資格確認書、資格確認のお知らせ、有効な健康保険証、マイナポータルの健康保険の資格情報画面等)の写し、生活保護費受給票の写し ※社保(家族)に加入している方は、被保険者の健康保険情報が分かるものも添付してください。 4. 自立支援医療費(精神通院医療)に関する世帯状況および所得調査等についての同意書【★】※負担額変更を希望する場合のみ。 5. 返信用封筒(特定記録郵便料(110円+210円)の切手を貼付け) ※健康保険の被保険者が大和市外にお住まいの場合、以下の書類を添付してください。 ・ 被保険者の個人番号(マイナンバーカード裏面の写し、又は番号通知カードの写し) ・ 被保険者の本人確認書類(個人番号カード表面の写し、運転免許証の写し等)
医療機関変更	1. 自立支援医療費(精神通院)支給認定変更等申請(届出)書【★】 ※県提出用・市町村控え・申請者控え全て提出 2. 自立支援医療受給者証の原本 ※市で訂正するため原本が必要です 3. 返信用封筒(特定記録郵便料(110円+210円)の切手を貼付け)
※医療機関を追加する場合は、右の書類も添付してください。	※1. デイケア、訪問看護、検査(「てんかん」の場合)、特殊なカウンセリング、精神科作業療法、認知行動療法を利用するために医療機関を追加したい場合 ・ 理由書(自立支援医療機関等の追加用)【★】 ※2. 指定された医療機関ではできない治療等を主治医の指示又は了解のもとに別の医療機関で受ける場合(一般医療機関の追加申請) ・ 自立支援医療診断書(精神通院医療用)【★】 ※追加する自立支援指定医療機関が作成したもの
再発行 (毀損・紛失等)	1. 自立支援医療費(精神通院)支給認定変更等申請(届出)書【★】 ※県提出用・市町村控え・申請者控え全て提出 2. 自立支援医療受給者証の写し※紛失している場合は不要 3. 受診者本人の健康保険証の情報が分かるもの(資格確認書、資格確認のお知らせ、有効な健康保険証、マイナポータルの健康保険の資格情報画面等)の写し、生活保護費受給票の写し 4. 返信用封筒(特定記録郵便料(110円+210円)の切手を貼付け)

手帳用診断書で精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療費（精神通院医療）を

同時に新規申請又は再申請する方

申請事由	必要なもの【★】…ホームページから様式をダウンロードしてください。
新規申請 再申請	1. 精神障害保健福祉手帳交付等申請（届出）書【★】 ※県提出用・市町村控え・申請者控え・写真貼付用紙全て提出 2. 自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書【★】 ※県提出用・市町村控え・申請者控え全て提出 3. 診断書（精神障害者保健福祉手帳用）【★】 4. 精神障害者保健福祉手帳の写し（既にお持ちの方のみ） 5. 自立支援医療受給者証の写し（既にお持ちの方のみ） 6. 受診者本人の健康保険証の情報が分かるもの（資格確認書、資格確認のお知らせ、有効な健康保険証、マイナポータルの健康保険の資格情報画面等）の写し、生活保護費受給票の写し ※社保（家族）に加入している方は、被保険者の健康保険情報が分かるものも添付してください。 7. 自立支援医療費（精神通院医療）に関する世帯状況および所得調査等についての同意書【★】 8. 写真（たて4cm×よこ3cm） ※更新者で更新欄に空欄がある方は不要。 ※新規申請、等級変更、カード形式手帳などへ切り替えしたい方は必須。 ※脱帽・上半身で、色の濃いメガネ（サングラス）は不可、原則として1年以内に撮影したもの ※健康保険の被保険者が大和市外にお住まいの場合、以下の書類を添付してください。 ・ 被保険者の個人番号（マイナンバーカード裏面の写し、又は番号通知カードの写し） ・ 被保険者の本人確認書類（個人番号カード表面の写し、運転免許証の写し等）